

国立・国定公園特別地域内における「その他工作物」の設置に係る許可基準

自然公園法施行規則第 11 条（基準部分）引用関係整理表

（注 印は、いずれかに適合すれば良いもの。この印がない場合は、すべて満たすことが必要。）

項	行為の種類	号	基準の内容	
第 12 項	工作物の新築、改築又は増築のうち前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築	本文	前項第 1 号	
			第 1 項第 2 号	次に掲げる地域で行われるものでないこと
			イ	特別保護地区、第 1 種特別地域、海中公園地区
			ロ	第 2 種特別地域又は第 3 種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により特別保護地区又は第 1 種特別地域に準ずる取扱いが行われ、又は行われることが必要である地域）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
			第 1 項第 3 号	当該工作物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
			第 1 項第 4 号	当該工作物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
			ただし書	次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りではない。
			イ	地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
			ロ	既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
			ハ	学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
			前項第 2 号	当該工作物の外部の色彩又は形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
			ただし書	特殊な用途の工作物については、この限りでない。
			第 1 号	当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から 20 m 以上離れていること。
第 2 号	次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。			
イ	学術研究その他公益上必要と認められること。			
ロ	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。			
ハ	農林漁業に付随して行われるものであること。			

			二	既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
			ホ	前項第 1 号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。
			前項第 1 号	イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
				ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築(申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。)
第 32 項	(各行為共通の基準)	本文		法第 13 条第 3 項各号、第 14 条第 3 項各号及び第 24 条第 3 項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。
		第 1 号		申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
		第 2 号		申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
		第 3 号		申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について法第 13 条第 3 項等の規定による許可の申請があった場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。

(参考) 特別地域内における大規模な開発行為にかかる事前の環境影響調査の義務付けについて

自然公園法施行規則(抜粋)

第十条 法第十三条第三項、第十四条第三項又は第二十四条第三項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に提出しなければならない。

一 七 (略)

2 (略)

3 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が一ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が二キロメートル以上若しくはその幅員が十メートル以上となる計画になつている道路の新築(法の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、第一項の申請書には、前項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。

一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質

二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果

4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する申請書の提出があつた場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。